

神戸学院大学 ガバナンス・コード

2020年3月21日

学校法人 神戸学院

目 次

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	1
1-1 建学の精神	
1-2 教育と研究の目的（神戸学院大学の使命）	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	7
2-1 理事会	
2-2 理事	
2-3 監事	
2-4 評議員会	
2-5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	12
3-1 学長	
3-2 教授会	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	13
4-1 学生に対して	
4-2 教職員等に対して	
4-3 社会に対して	
4-4 危機管理及び法令遵守	
第5章 透明性の確保（情報公開）	16
5-1 情報公開の充実	

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

神戸学院大学の創設者で、初代学長の森茂樹は、建学に当たり学生一人ひとりの体質的・気質的特質を尊重するとともに、学問を通じて、広く高い人生観、社会観を基盤とする積極的で創造的な人間形成を目指しました。森茂樹の理念は、孔子が説いた智(知:wisdom)と仁(benevolence)の遺訓を礎とし、双方の調和のとれた人間形成を目指すものでした。

神戸学院大学は、森茂樹の理想と理念の下に、学問を通じて、広くかつ深く人生観・世界観を培い、国家最高の教育研究機関としての使命を果たすことこそがその存在理由であるとし、国際的視野に立って活躍することのできる人材の育成につとめるとともに、高度な学理の修得と研究の実践によって、学生及び教職員に、真理愛好と友愛の精神を涵養していきます。

神戸学院大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

建学の精神・理念は次のとおりです。

○建学の精神 『真理愛好・個性尊重』

学びと知の探究を通じて、普遍的な学問体系の英知に触れる喜びを実感し、その過程で自己と他者の個性に気づき、互いの存在をこよなく尊重する。

○神戸学院大学の目指す姿

- ・自己の可能性を引き出すことのできる大学
- ・社会をリードする活力に富んだ人材を育成する大学
- ・知を創造し、発信する大学
- ・地域の住民・産業界と共に進化する大学
- ・教育の本質を追究し、人権を尊重する大学

○教育基本理念

- ・生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育

- ・生涯にわたり高い専門性を修得できる教育
- ・グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育

○運営基本理念

- ・中長期計画に基づいた健全で安定した運営
- ・学生の修学活動とそのため環境整備を優先した運営
- ・意思決定プロセスの透明化と情報の共有化を重視した運営
- ・学生や教職員等の意見、第三者の評価を反映した運営

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。

○神戸学院大学が期待する教職員像

【期待する教育職員像】

- ・建学の精神を遵守し、教学に反映する人
- ・学生・教職員間の意思疎通に努め、相互理解を深めようとする人
- ・学生の悩みやニーズに向き合い、真摯に相談相手になろうとする人
- ・学生の知的好奇心を触発し、将来の進路を示そうとする人
- ・社会的常識や倫理観を備え、良識を育もうとする人
- ・よりよい教育活動と研究活動に努めようとする人
- ・自らの知見を大学運営や社会貢献に活かそうとする人
- ・大学は学生が主体的に学ぶ場であることを認識できる人

【期待する事務職員像】

- ・建学の精神を遵守し、教学支援に反映する人
- ・学生・教職員間の意思疎通に努め、相互理解を深めようとする人
- ・学生の立場に立った学生支援ができる人
- ・自ら考え、主体的・積極的に業務を遂行しようとする人
- ・担当職務のスペシャリストになろうと自己研鑽する人
- ・担当職務に限らず、周囲の手助けになろうと努める人
- ・大学は学生が主体的に学ぶ場であることを認識できる人

1-2 教育と研究の目的（神戸学院大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

【神戸学院大学】

① 大学の教育目的及び研究目的

本学は教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念と意義深い伝統に基づき学術の中心として広く高い教養と豊かな専門の知識と技能とを授け、もって民主的で平和的な国家社会の発展と福祉の増進に寄与しうる全人にふさわしい人物を育成することを目的とする。

② 法学部の教育目的及び研究目的

法学部法律学科の教育研究上の目的は、法化社会、国際化社会の時代に対応した法律学と政治学の研究教育を行い、法的素養を身につけた職業人、そして国内外の公共的事柄に関心と責任感を持った市民を養成することとする。

③ 経済学部教育目的及び研究目的

経済学部経済学科の教育研究上の目的は、経済社会の仕組みを理論・歴史・制度の観点から体系的かつ専門的に学び、修得した知識と技能をもって現代社会の発展に貢献できる人材を育成することとする。

④ 経営学部教育目的及び研究目的

経営学部経営学科の教育研究上の目的は、現代社会における経営の仕組み及び行動について体系的に学び、具体的には経営・商学分野、会計分野及び経営情報科学分野の基本的な学修を通し、現代社会で活躍しうる人材を育成することとする。

⑤ 人文学部教育目的及び研究目的

人文学部人文学科の教育研究上の目的は、人間の行動及びその文化所産の有機的関連を学際的に学ぶことにより、幅広い知識及び教養を身につけ、現代社会の変化に対応できる人材の育成を目指すこととする。

⑥ 心理学部教育目的及び研究目的

心理学部心理学科の教育研究上の目的は、心理学の知識・技能、考え方を体得し、建学の精神「真理愛好・個性尊重」に基づき、多様な人々と協働し、心の健康の増進に主体的に貢献できる人材を養成することとする。

⑦ 現代社会学部教育目的及び研究目的

現代社会学部の教育研究上の目的は、グローバルな視野と社会貢献マインドの育成を図りながら、理論と実践双方で得られた智慧を地域の中で応用・展開できる人材の育成を目指すこととし、学科ごとの目的については次のとおりとする。

ア 現代社会学科の教育研究上の目的は、地域社会のありようを、学際的アプローチを通じて多面的総合的に把握し、分析できる人材の育成を目指すこととする。

イ 社会防災学科の教育研究上の目的は、社会に貢献するマインドと能力を持った人材及び防災と社会貢献に関する専門的知識を身につけた人材の育成を目指すこととする。

⑧ グローバル・コミュニケーション学部教育目的及び研究目的

グローバル・コミュニケーション学部グローバル・コミュニケーション学科の教育研究上の目的は、外国語の実践的で高度な運用能力とともに、言語の基礎にある文化や社会の多様性に配慮できる幅広い知識や教養、また他者と協調、協働できるたくましい対人コミュニケーション力を備え、よってグローバル社会においてもアイデンティティを堅持し、豊かな国際社会の創造に貢献しうる人材を養成することとする。

⑨ 総合リハビリテーション学部教育目的及び研究目的

総合リハビリテーション学部の教育研究上の目的は、理学療法士、作業療法士、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得を基本としながら、活動制限や参加制約のある人々の生活機能の維持回復を目指すため、専門知識及び技術を修得し、広く社会に貢献する人材を養成することとし、学科ごとの目的については次のとおりとする。

ア 理学療法学科の教育研究上の目的は、医療及び社会の要請により理学療法の対象範囲が拡大しているなか、疾病又は障害を有する人の機能障害・活動制限・社会参加制約の改善に加えて、健康の維持・増進から在宅生活支援までを含む、多様な対応を担うことができる理学療法士を養成することとする。

イ 作業療法学科の教育研究上の目的は、医療及び社会の要請により作業療法の対象範囲が拡大しているなか、身体機能・精神機能の回復、社会適応能力・対人関係能力の改善、発達機能の向上等、多様な対応を担うことができる作業療法士を養成することとする。

ウ 社会リハビリテーション学科の教育研究上の目的は、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得を基本とし、人と生活環境に関わる上での前提となる価値及び倫理の基盤に立ち、現状を把握し、将来への展望を持った社会福祉実践に必要な専門知識及び技術を修得した人材を養成することとする。

⑩ 栄養学部の教育目的及び研究目的

栄養学部栄養学科の教育研究上の目的は、栄養学についての総合的な知識及び技術を修得し、それを実社会において実践できる学士(栄養学)の育成を目指すとともに、優れた管理栄養士を養成することと、栄養学的な視点から健康の維持増進に貢献できる臨床検査技師及び栄養教諭を養成することとする。

⑪ 薬学部の教育目的及び研究目的

薬学部薬学科の教育研究上の目的は、医療人としての薬剤師に必要な知識及び技術を修得させ、社会の求める医療のニーズに応えうる問題解決能力を持った学士(薬学)の育成を行うとともに、高度の専門知識技能を持った薬剤師の養成を行うこととする。

【神戸学院大学大学院】

① 大学院の目的

本学大学院は、社会及び自然に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

② 法学研究科の目的

法学研究科の目的は、法律実務や行政において活躍しうる専門的職業人、企業・地域社会・国際社会において高度な法的能力を備えた担い手として活躍しうる人材及び公共的な事柄に強い関心を持ちうる人材を育成することとする。

③ 経済学研究科の目的

経済学研究科の目的は、経済学及び経営学に関する高度な専門知識と分析手法を修得し、広く社会に貢献できる有為な人材を養成することとする。

④ 人間文化学研究科の目的

人間文化学研究科の目的は、人間文化学について高度な専門的かつ総合的な研究を行い、その研究成果を教育の場や実社会において実践できる人材を育成するだけでなく、創造的・自立的な研究能力をもつ優れた研究者の養成を目指すものとする。

⑤ 心理学研究科の目的

心理学研究科の目的は、建学の精神「真理愛好・個性尊重」に基づき、心理学の理論と実践を相互に関連づけてとらえるために心理学の専門的知識や技能を習得し、高い

倫理性と強固な責任感を持って多様な人びとと協働して、研究や職務において主体的な役割を果たすことができる高度専門職業人及びその指導的役割を担う人材を養成する。

⑥ 総合リハビリテーション学研究科の目的

総合リハビリテーション学研究科は、本学の建学の精神に則り、医学や医療技術の進歩、社会の制度及び現状と将来への展望を適切に把握して対応・支援できる人材並びにこれからのリハビリテーション領域における教育・研究を担い、高度専門職業人、教育者及び研究者として活躍できる人材の育成を図り、総合リハビリテーション学の発展に寄与することを目的とする。

⑦ 栄養学研究科の目的

栄養学研究科は、栄養又は医療に関する基礎的又は実践的科学研究を行うために必要な高度な能力を涵養して、優れた専門職業人としての職務の遂行を可能とし、これをもって国民の健康保持増進と、管理栄養士、臨床検査技師又は栄養教諭等の能力の向上に寄与することを目的とする。

⑧ 薬学研究科の目的

薬学研究科は、薬学領域の高度な知識・技能・研究能力を国際的視野に立って深め、臨床薬学的研究を行う高度な能力を持った優れた専門職業人の養成及び薬学研究の高度な実践能力を身につけた医療薬学の教育・研究を担う優れた人材の養成を目的とする。

⑨ 食品薬品総合科学研究科の目的

食品薬品総合科学研究科は、栄養学、薬学などの領域で所定の課程を修めた者に対して、さらに高度な栄養、食品、薬品、医療の分野に関する総合的研究を行うために必要な創造的能力の育成を図るとともに、グローバルな学術水準の向上に貢献し、併せて国民の健康の保持増進に貢献し得る高度専門職業人の養成を目的とする。

(2) 中期的（5年以上10年以内）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、学内外の環境の変化の予測に基づく適切な中期的な計画を、認証評価を踏まえて検討し策定をします。
- ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、自己点検評価委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点から事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例

ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標

- イ 教育改革の具体策と実現見通し
- ウ 教学マネジメントの強化策
- エ 積極的な情報公開
- オ 財政基盤の安定化に向けた方策
- カ 入学定員確保に向けた方策
- キ 教育環境の整備計画
- ク グローバル化と ICT 化を推進する方策
- ケ 計画実現のための PDCA 体制の確立

(3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生の成長を最優先に考えつつ、さまざまなステークホルダーの要請や課題等に柔軟に応えることにより、大学が地域の発展に貢献し、その存在意義を高めることを念頭に大学運営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

- ① 理事会は、学校法人の経営強化を念頭において業務を決し、理事の職務執行を監督します。
- ② 理事会の議決事項の明確化
 - ア 理事会において議決する重要事項を寄附行為に明示します。
 - イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。
- ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督
 - ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。
 - イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。
- ④ 学長への権限委任
 - ア 学長が任務を果たすことができるように、理事会の権限の一部を学長に委任します。
 - イ 学長は副学長を置き、各々の担当職務を分担させ、管理します。
- ⑤ 実効性のある開催
 - ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。
 - イ 理事会へ法人運営について適切な報告がなされるよう留意します。
 - ウ 審議に必要な時間を十分に確保します。
- ⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。
- ⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
- ⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とにならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。
- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、常務理事、財務担当理事及び常任理事を置き、各々の役割のほか、理事長の職務を代理する理事をあらかじめ理事会において指名します。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力や組織マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

(4) 理事業務を支援するための体制整備

- ① 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。
- ② 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。

さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。

- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点から、学校法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任します。
- ② 監事は3名を置きます。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査規則

- ① 監事の監査に関する基本事項を定めています。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、監事監査規則に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士及び内部監査役による三様監査体制を推進します。異なる視点、専門性、役割を持つ三者が定期的に協議の場を設け、コミュニケーションをとることにより監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置します。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び運用財産中の不動産又は積立金の処分

- ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
 - ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - ⑥ 寄附金品の募集に関する事項
 - ⑦ その他この法人の業務に関する重要事項
- 理事長は、次に掲げる事項について、あらかじめ評議員会において、出席評議員の3分の2以上の議決を得ることを要します。
- ① 寄附行為の変更
 - ② 合併
 - ③ 解散
 - ④ 残余財産の処分
 - ⑤ 基本財産の処分
- (2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。
- (3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。
- (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

- (1) 評議員の選任
- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
 - ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア この法人の設置する学校に勤務する職員のうち評議員会において選任された者 9名
 - イ この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のものから評議員会において選任された者 12名
 - ウ この法人の設置する学校に在学する学生、生徒の保護者から評議員会において選任された者 5名
 - エ 学識経験者のうちから、評議員会において選任された者 10名
 - ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
 - ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を評議員会が選任する扱いとしています。

(2) 評議員への情報提供

- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ② 学校法人は、評議員に対して法人運営についての適時適切な情報提供に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、神戸学院大学学長選出規則に基づき、「理事会に推薦する」とあり、神戸学院大学学則において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則第1条に掲げる「本学は教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念と意義深い伝統に基づき学術の中心として広く高い教養と豊かな専門の知識と技能とを授け、もって民主的で平和的な国家社会の発展と福祉の増進に寄与しうる全人にふさわしい人物を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、校務をつかさどり、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長・学長補佐の役割）

- ① 大学に副学長を置き、副学長制度実施要領において「副学長は、学長が委任する職務を代行するとともに、学長が出張、事故等により職務ができない場合、及び神戸学院大学学長選出規則第3条第1項第2号、第3号又は第4号に該当する事由の発生した場合にその職務を代行する。」としています。その職務については副学長制度実施要領に定めています。
- ② 学部長は、学校教育法第92条に基づき、学部に関する校務をつかさどります。
- ③ 学長は必要に応じて学長補佐を置くことができます。学長補佐の役割については、学長補佐制度実施要領において「学長補佐は、学長の職務を支援し、かつ学長からの指示による特定の業務を担当し、学長を補佐する。」としています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については神戸学院大学学則第9条及び神戸学院大学学則第9条第1項第3号取扱要領に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長は教授会の役割の重要性に十分配慮し最終判断をします。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、三つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 学部ごとの三つのポリシー

ア ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

イ カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

ウ アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教育職員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

理事・監事は、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めます。学校法人は、個々の理事・監事に適合した研修機会の提供・斡旋等の支援を行います。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 本学ではFDを「本学の教育にかかわるすべての組織及びその構成員が、大学憲章にもとづく教育目標の達成を目指して行う、教育の質向上のための組織的で継続的な取り組み」と定義します。

イ 三つのポリシーの実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教育・研究活動

に係る PDCA を毎年度明示します。

ウ 教育職員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年度ごとに作成した実施計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教職員はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、職種・職位ごとの役割・特性を考慮したうえで、年度ごとに作成した実施計画に基づき取組みを実施します。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

2004 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 本学の資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産官学等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 学生のボランティア活動の推進と支援体制の充実に努めます。

⑤ 大規模災害への対策として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。

⑥ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。

ア 大規模災害

- イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
 - ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。
 - ア 学生・教職員等の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策
 - ③ 事業継続計画の策定に取り組めます。
- (2) 法令遵守のための体制整備
- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。
 - ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）
- ウ カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）
- エ アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 寄附行為
- イ 監事の監査報告書
- ウ 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- エ 事業報告書
- オ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- カ 役員報酬等の支給の基準

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携並びに産学官連携

② 学校法人に関する情報公開

- ア 中期的な計画
- イ 経営改善計画
- ウ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③ 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。